

石川県公報

平成29年3月31日

第12990号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示					
○指定代理納付者の指定	(県民交流課)	1	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課)	8
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課)	1	○土地改良区の役員就任公告	(同)	9
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2	○基本測量終了公告	(監理課)	9
○県道の供用の開始	(同)	2	公安委員会		
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		9
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(出納室)	4	選挙管理委員会		
			○農業委員会委員選挙の個人演説会の開催申出書の様式の廃止		10
			○政治団体の届出の公表		10
			○政治団体の届出事項の異動の届出の公表		11
			○政治団体の解散の届出の公表		11
			正 誤		
			○平成29.3.23号外第19号中		12
公 告					
○平成29年度調理師試験公告	(健康推進課)	4			
○第11次鳥獣保護管理事業計画の変更公告	(自然環境課)	5			
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	5			
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同)	6			
○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課)	7			

告 示

石川県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
V I S A
M a s t e r C a r d
J C B
A m e r i c a n E x p r e s s
D i n e r s C l u b
- 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

石川県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771400734	石川かほく農業共同組合	J A石川かほく ほのぼのデイサービス 河北郡津幡町川尻夕51番地	平成29年 4月1日	通所介護

石川県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
土川浜田線	七尾市中島町豊田イ32番1地先から 七尾市中島町豊田七321番1地先まで	旧	6.50～22.00	85.7	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.50～60.50	85.7	
金平寺井線	下記区間を道路区域に編入する。				南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市河田町イ13番2地先から 能美市末信町へ1番1地先まで		7.50～51.40	2,103.8	
"	下記区間を道路区域から除外する。				"
	小松市河田町イ15番1地先から 能美市末信町へ6番3地先まで		3.80～9.00	1,868.3	
和気寺井線	能美市湯谷町へ103番1地先から 能美市寺井町カ228番1地先まで 及び 能美市湯谷町へ103番1地先から 能美市寺井町カ228番1地先まで	旧	3.80～9.00 及び 6.00～41.80	1,681.2 及び 2,160.6	"
		新	6.00～41.80	2,160.6	

石川県告示第174号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦 覧 場 所
土川浜田線	七尾市中島町豊田イ32番1地先から 七尾市中島町豊田七321番1地先まで	平成29年3月31日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
金平寺井線	小松市河田町イ13番2地先から 能美市末信町へ1番1地先まで	"	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第175号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 小坂 2 号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 12 号及び標柱 1 号を市道小坂 51 号小坂町北線 10 号に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
金沢市小坂町ケ 119 番 2	1 号
〃 〃 辰 24 番	2 号
〃 〃 ケ 119 番 2	3 号
〃 〃 〃 〃	4 号
〃 〃 〃 119 番 1	5 号
〃 〃 ツ 1 番	6 号
〃 〃 〃 〃	7 号
〃 〃 〃 〃	8 号
〃 〃 ケ 120 番 5	9 号
〃 〃 〃 120 番 2	10 号
〃 〃 東 114 番 1	11 号
〃 〃 ケ 119 番 1	12 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

2 小坂 5 号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 5 号及び標柱 1 号を市道小坂 51 号小坂町北線 10 号に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
金沢市小坂町ケ 76 番	1 号
〃 〃 〃 75 番	2 号
〃 〃 〃 82 番 2	3 号
〃 〃 〃 82 番 1	4 号
〃 〃 〃 〃	5 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

3 領家 1 号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 10 号及び標柱 1 号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
羽咋郡志賀町富来領家町ニ 37 番 2	1 号
〃 〃 〃 〃	2 号
〃 〃 〃 39 番 1	3 号
〃 〃 子 1 番 6	4 号
〃 〃 〃 1 番 4	5 号
〃 〃 〃 1 番 3	6 号
〃 〃 〃 1 番 2	7 号
〃 〃 〃 〃	8 号
〃 〃 〃 〃	9 号
〃 〃 〃 〃	10 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦

覧に供する。)

4 杉平3号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線並びに標柱8号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
輪島市杉平町鬼田 76番1	1号
〃 〃 下山144番	2号
〃 〃 式字 1番乙1	3号
〃 〃 下山166番甲	4号
〃 〃 〃 175番	5号
〃 〃 〃 176番甲	6号
〃 〃 鬼田 75番5	7号
〃 〃 〃 76番1	8号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

5 日詰脇3号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次直線で結んだ線並びに標柱7号及び標柱1号を2級町道柳田1号線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
鳳珠郡能登町字柳田井部 152番	1号
〃 〃 〃	2号
〃 〃 1007番1	3号
〃 〃 1005番1	4号
〃 〃 〃	5号
〃 〃 1007番2	6号
〃 〃 158番	7号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第176号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行円光寺支店の項中「教育センター」を「教員総合研修センター」に改める。

公 告

平成29年度調理師試験公告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2の規定により、平成29年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成29年10月14日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場

金沢市角間町

金沢大学 自然科学本館

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願に関する書類の受付期間

平成29年5月15日(月)から同年6月26日(月)まで(出願書類一式を調理技術技能センターへ郵送すること。)

5 出願に関する書類の提出先

公益社団法人調理技術技能センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

電話番号 03-3667-1815

(平成27年4月7日から石川県調理師試験事務を全部委任)

6 その他

出願書類の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益社団法人調理技術技能センターへすること。

第11次鳥獣保護管理事業計画の変更公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第5項の規定により、第11次鳥獣保護管理事業計画(平成24年3月30日石川県公報掲載)を次のとおり変更した。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更後の第11次鳥獣保護管理事業計画

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

2 変更年月日

平成29年3月31日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ津幡

河北郡津幡町北中条5-25ほか87筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 穂積 孝一

東京都港区芝浦一丁目2番3号

ほか1者

(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 田中 敬士

東京都港区芝浦一丁目2番3号

ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂

- 代表取締役 夏原 平和
滋賀県彦根市小泉町31番地
ほか21者
(変更後) 株式会社平和堂
代表取締役 夏原 平和
滋賀県彦根市西今町1番地
ほか17者
- 3 変更の年月日
2(1)は、平成27年4月1日
2(2)は、平成29年2月13日
- 4 変更する理由
2(1)は、代表者変更のため
2(2)は、本店移転及びテナントの入替えのため
- 5 届出年月日
平成29年3月17日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部交流経済課
- 7 届出等の縦覧期間
平成29年3月31日から同年7月31日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成29年7月31日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ山代店
加賀市山代温泉184-1ほか6筆
- 2 変更する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による。
収容台数 64台
(変更後) 位置 縦覧による。
収容台数 64台
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
(変更後) 出入口の数 5箇所
位置 縦覧による。
- 3 変更する年月日
平成29年3月11日

4 変更する理由

繁忙時の駐車場不足を解消する目的で臨時駐車場を増設することになったこと、及び、建物西側駐車場の安全対策のために、来客用駐車場の一部を従業員用駐車場に変更したことによる来客用駐車台数の不足分を増設駐車場で補うため。

5 届出年月日

平成29年3月8日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市経済環境部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

平成29年3月31日から同年7月31日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成29年7月31日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
北川 孝	加賀市清水町イ42番地	加賀市清水町16番ほか7筆
桶谷 誠	加賀市三木町ハ80番地2	加賀市三木町63番ほか16筆
下出 英一	加賀市中島町ホの147番地	加賀市中島町1の62番ほか7筆
向畦地 勝司	加賀市山代温泉桔梗丘4丁目71番地	加賀市河南町543番
堂下 富士夫	加賀市保賀町ソ33番地甲	加賀市保賀町84番
有限会社 北本農園	小松市千代町甲125番地	小松市千代町子87番1ほか204筆
農事組合法人 千耕	小松市千代町イ234番地	小松市千代町成26番ほか133筆
田中 繁信	小松市千代町甲238番地1	小松市千代町成40番ほか38筆
竹田 喜義	小松市長田町ヘ152番地	小松市長田町ロ156番ほか8筆
竹田 茂	小松市長田町ル67番地	小松市長田町イ196番ほか6筆
中田 耕二	小松市長田町リ97番地	小松市長田町イ181番ほか7筆
倉 正之	小松市河田町ト72番地1	小松市河田町イ24番ほか11筆
街道 剛史	小松市北浅井町1号35番地1	小松市北浅井町式号84番ほか1筆
北野 智久	小松市下牧町一丁目43番地	小松市下牧町320番
田中 肇	能美市末信町イ70番地	能美市小長野町12番1ほか20筆
農事組合法人 アグリてどり	能美市上清水町ロ78番地	能美市上清水町101番ほか7筆
農事組合法人 米田ファーム	能美市出口町イ6番地	能美市倉重町8番ほか7筆
株式会社 吉左エ門	白山市相滝町ハ152番地	白山市杉森町タ9番ほか9筆
田方 健吉	白山市剣崎町122番地	白山市剣崎町1331番ほか3筆
寺田 賢二	白山市平松町68番地	白山市剣崎町1479番
株式会社 ヤマジマ	白山市安吉町277番地	白山市安吉町1363番ほか3筆
有限会社 吉村農産	白山市安吉町35番地	白山市安吉町1368番
株式会社 あぐりー石	白山市福新町121番地	白山市下柏野町1148番ほか7筆
農事組合法人 高峰ファーム	かほく市気屋サ19番地	かほく市気屋イ579番ほか583筆

村田 治夫	かほく市笠島ハ40番地2	かほく市谷ヨ5番1ほか9筆
丸田 博明	かほく市笠島ハ184番地	かほく市笠島ホ45番1ほか1筆
松本 吉雄	かほく市狩鹿野ニ31番地	かほく市森南4番ほか1筆
渡辺 恒一	かほく市狩鹿野ト49番地1	かほく市狩鹿野壱67番
農事組合法人 鉢伏営農組合	かほく市鉢伏ト70番地	かほく市七窪南8番ほか7筆
農事組合法人 アグリ多田	かほく市多田ホ48番地	かほく市多田東6番ほか63筆
高橋 春美	かほく市多田ホ64番地	かほく市多田南4番ほか27筆
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75番地	かほく市多田西26番ほか4筆
新田 勇人	河北郡津幡町字舟橋イ109番地	河北郡津幡町字舟橋179番ほか9筆
酒井 義光	河北郡津幡町字能瀬カ34番地	河北郡津幡町字能瀬南25番ほか2筆
藤本 英幸	河北郡津幡町字下河合イ69番地1	河北郡津幡町字下中114番ほか1筆
農事組合法人 かさの郷	河北郡津幡町字七黒ホ8番地乙	河北郡津幡町字鳥越い11番ほか17筆
岡本 明雄	河北郡津幡町字太田い64番地1	河北郡津幡町字太田る42番1ほか1筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町字舟橋164番地	河北郡津幡町字川尻は124番ほか5筆
合同会社 Red Earth Company	羽咋市柴垣町16字67番地1	羽咋市柴垣町3字39番1ほか2筆
濱田 渉	羽咋市大町ナ40番地	羽咋市大町む17番
三門 広敬	羽咋市大町ソ104番地	羽咋市大町る13番1ほか3筆
土橋 清紀	羽咋郡志賀町代田ラ47番地	羽咋郡志賀町代田190番1ほか69筆
農事組合法人 あいかみ	羽咋郡志賀町相神ハ129番地1	羽咋郡志賀町相神に8番ほか21筆
農事組合法人 はんにゃの	七尾市盤若野町へ部24番地	七尾市池崎町南1番ほか54筆
農事組合法人 温井営農組合	七尾市温井町チ部106番地	七尾市伊久留町下東4番ほか8筆
農事組合法人 グリーン能登	七尾市舟尾町ら部8番地	七尾市舟尾町東18番1ほか5筆
農事組合法人 なたうち	七尾市中島町上島6部26番地	七尾市中島町上島参44番ほか325筆
松田 武	七尾市中島町浜田チ部4番地	七尾市中島町町屋甲3番ほか70筆
有限会社 川原農産	輪島市町野町徳成谷内口部12番地	輪島市西山町11字100番ほか11筆
高城 恵子	輪島市河井町24部11番地34	輪島市空熊町空熊1番ほか9筆
粟蔵水稻 株式会社	輪島市町野町粟蔵白山田32番地	輪島市町野町広江5字36番1ほか9筆
農事組合法人 モロオカエーシー	輪島市門前町道下25字212番2	輪島市門前町道下ち16番ほか6筆
アジア農業 株式会社	鳳珠郡能登町字当目60字33番地	輪島市門前町山是清式五9番ほか2筆
農事組合法人 長尾営農組合	鳳珠郡能登町字上長尾ナ部28番地	鳳珠郡能登町字上長尾松部8番ほか122筆
合同会社 菜夢来	羽咋郡志賀町米町タの28番地1	鳳珠郡能登町字福光2字1番2ほか1筆
農事組合法人 SKY ファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字柳田3字12番ほか4筆

2 認可年月日

平成29年3月31日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小村 大	かほく市大崎ト5番地	平成28年2月28日
〃	今村 秀儀	〃 大崎ル48番地	〃

監 事	杉 村 久 幸	〃 大崎北166番地	〃
-----	---------	------------	---

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	中 村 良	かほく市大崎4字12番地148	平成28年3月1日
〃	長 原 吉 也	〃 大崎中44番地	〃
監 事	小 寺 直 哉	〃 大崎ル45番地1	〃

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (一 等 磁 気 測 量)	平成28年5月9日から 平成29年3月31日まで	羽咋郡志賀町

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第40号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）小松警察署管内の表に次のように加える。

226	清六町中交差点	小松市清六町26番地先 市道幸町八幡線と市道沖南5号線との交差点	H29. 3. 14
-----	---------	-------------------------------------	------------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表に次のように加える。

356	徳用北交差点	野々市市徳用三丁目304番地先 市道1級幹線二日市田中線と市道幹線二日市徳用線との交差点	H29. 3. 6
-----	--------	---	-----------

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

147	高浜バスターミナル前交差点	羽咋郡志賀町高浜町ク50番地7先 町道157号はまなす通り線と町道164号福野神代線との交差点	H29. 3. 9
-----	---------------	--	-----------

別表第11(最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表130の項を次のように改める。

130	市道額29号四十万3丁目線12号、市道額30号四十万4丁目線8号	金沢市四十万3丁目293番地先から 金沢市四十万4丁目112番地先まで	約630 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	----------------------------------	--	--------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定) 小松警察署管内の表29の項を次のように改める。

29	市道吉竹通学路線	小松市千木野町い22番地先から 小松市吉竹町ヌ145番地先まで	約460 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
----	----------	------------------------------------	--------------	----------------	----	------------------------

別表第18(駐車禁止) 金沢中警察署管内の表259の項を次のように改める。

259	市道額29号四十万3丁目線12号、市道額30号四十万4丁目線8号	金沢市四十万3丁目293番地先から 金沢市四十万4丁目112番地先まで	約630 メートル	終日	車両
-----	----------------------------------	--	--------------	----	----

別表第15(駐停車禁止路側帯) 寺井警察署管内の表5の項を次のように改める。

5	削	除
---	---	---

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第16号

農業委員会委員選挙の個人演説会の開催申出書の様式(平成元年石川県選挙管理委員会告示第9号)は、廃止する。
平成29年3月31日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成29年3月31日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
杉本忠一後援会	杉本 貴 治	杉本 くに子	七尾市府中町227番地	平成29年2月8日
宮橋勝栄 小松市連合後援会	藤井 義 弘	浅井 克 己	小松市土居原町492	平成29年2月7日
尾田良一後援会	尾田 良 一	尾田 良 一	鹿島郡中能登町芹川シ部77番地	平成29年2月14日
多々見邦次後援会	多々見 邦 次	多々見 邦 次	かほく市内高松ケ50-1	平成29年2月14日
宝達のりひさ後援会	山本 吉 男	小笠原 浩	羽咋郡宝達志水町上田ワ50番地	平成29年2月23日
林みのる後援会	西 明 男	米井 和 夫	羽咋郡宝達志水町上田出ス83	平成29年2月23日

塚本まさひと後援会	谷 口 守	谷 口 毅 志	羽咋郡宝達志水町所司原フ 126番地	平成29年2月23日
久保洋子後援会	久 保 洋 子	作 田 一 浩	金沢市小将町3-19	平成29年2月23日
つかもと佐和子後援会	塚 本 佐 和 子	塚 本 ふ み よ	かほく市遠塚口2-63	平成29年2月27日
野田としひこ後援会	野 田 稔 彦	野 田 堪 子	かほく市大崎5-316-1	平成29年2月28日

石川県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
杉林けんじ 不動島町後援会	前山 高栄	会計責任者	野 村 しず子	嶋 本 武 雄	平成28年1月5日
一心会	杉林 憲治	会計責任者	野 村 しず子	前 山 栄 次	平成28年1月5日
横越徹後援会	東 良勝	会計責任者	東 良 勝	藤 田 誠 一	平成28年2月23日
尾西雅代後援会	上田 昭夫	会計責任者	島 崎 弘 美	琴 坂 千 里	平成29年2月1日
さわい英樹友の会	澤飯 英樹	代表者	澤 飯 英 樹	柿 本 清	平成29年2月1日
政治結社大日本天神会	北川 慎一	主たる事務 所の所在地	加賀市山代温泉15 の82	加賀市山代温泉カ 6番地	平成28年9月1日
		会計責任者	山 崎 浩 行	北 川 祐 里	平成29年2月1日
津田さとの連合後援会	飯尾 保富	代表者	飯 尾 保 富	高 野 清 治	平成29年2月1日
津田達後援会	田中 喜平	代表者	田 中 喜 平	山 岸 恒 彦	平成29年2月1日
政治結社國粹 青年隊北陸本部	島崎 秀夫	主たる事務 所の所在地	野々市市矢作2- 25	加賀市山代温泉10 区15の34番地	平成29年2月3日
		会計責任者	木 村 秀 樹	貴 田 豊	
矢田富郎後援会	山崎 正	代表者	山 崎 正	舟 田 勉	平成29年2月3日
ながさき陽後援会	福田 浩	代表者	福 田 浩	永 江 毅	平成29年2月12日
		会計責任者	森 国 男	福 田 浩	
P F U 労働組合 政策活動委員会	六反田峰孝	会計責任者	富 永 慎 弥	棚 橋 靖	平成29年2月17日
平蔵豊志後援会	高橋 昭市	会計責任者	板 平 一 雄	山 下 清 一	平成29年2月22日

石川県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
杉本忠一後援会	杉 本 貴 治	平成28年12月31日
多々見邦次後援会	多々見 邦 次	平成28年12月31日
中西恵造後援会	石 村 勉	平成28年12月31日
宮下とし子後援会	窪 田 正 尚	平成29年1月31日

矢田富郎政治経済研究会	矢 田 富 郎	平成29年2月3日
オンリーワンの金沢を創出する会	中 西 利 雄	平成29年2月6日
石坂修一を励ます会	上 出 正 博	平成29年2月6日

正 誤

平成29年3月23日発行の石川県公報号外第19号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
1	石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則	石川県人事委員会規則第 号	石川県人事委員会規則第一号